

おあな

No.201

大 いなる使命感に燃え

崎 先(未来)を見据えた情報を発信し

法 人として税の知識を深め

人 材の育成と豊かな社会の創造に貢献し

会 活動を通して地域企業の健全な経営と発展を応援する団体です

第9回税に関する絵はがきコンクール

応募作品
VOL.5



古川第一小学校
佐々木 海 憂



古川第五小学校
佐藤 真 優



古川第五小学校
加藤 優 熙



不動堂小学校
伊藤 ひかる



古川第三小学校
郷 古 頼 親



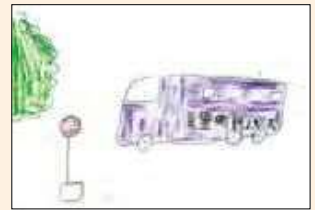
古川第五小学校
横山 雪 音



古川第五小学校
伊藤 玄



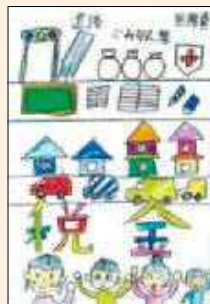
古川第五小学校
内海 春 音



中坪小学校
鈴木 太 一



古川第五小学校
大友 一 心



古川第一小学校
板垣 穂乃花



不動堂小学校
大槻 す ず



古川第五小学校
根本 初 実



沼部小学校
高橋 陽 和



不動堂小学校
佐藤 楓 菜



古川第一小学校
板垣 穂乃花



不動堂小学校
大槻 す ず



古川第五小学校
根本 初 実



大貫小学校
地紙 百 香



長岡小学校
千葉 悠 翔



不動堂小学校
吉岡 夢 琳



古川第五小学校
佐藤 愛友花



古川第一小学校
伊藤 愛 唯



古川第五小学校
木村 穂 花



古川第五小学校
菅原 汐 夏

1 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

真の財政健全化を達成するためにはプライマリバランス黒字化に向け規律ある具体的な道筋を明確にし、着実に実行することが重要である。

(1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、

「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、20

19年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(2) 「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）

程度に抑制する目安を示した。

この2年間においては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。

歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に実行するよう求める。

(4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。

仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5) 国債の信認が揺らいだ

場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえに財政の悪化要因にもなる。

政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「2025年問題」がクローズアップされてきた。

医療と介護の給付急増が見込まれるため、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規

制改革を行う必要がある。

給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、薬価の実態を反映させるよう、2年に1度としてきた薬価の改定を毎年実施する。

さらに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者としていない者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。

その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

なお、子ども・子育て支

厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも 行財政改革の徹底を！



このほど、法人会は平成30年度税制改正に向けた提言をまとめ、内外に公表するとともに、今後、政府や関係省庁に対し、我々の声を実現するためにオピニオン活動を力強く展開して参ります。

提言は、財政・税制・行革に関して多岐にわたるものとなっていますが、本稿では主旨を要約掲載いたします。

援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自身を削らなければならない。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入される

ことになっていくが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまでも指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から極めて問題が多いからである。

(1) 現在施行されている「消費

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入る必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限

費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるように、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもので適用品数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産

の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。

その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さ

らに抜本的な見直しが必要である。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業に資する相続については、事業継承を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について、要件緩和と充実を図ることを求める。

① 株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。

② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③ 対象会社規模を拡大する。

医療費控除は

裏面の明細書を作成して提出すればOK!!

領収書が提出不要となりました

改正のポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書” の添付
 が必要となりました。

- ※医療費の領収書は自宅で**5**年間保存する必要があります。
 (税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
 (医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書(裏面)の記載例

国税太郎さんの例(生計が同じ妻:花子さん)

国税太郎さんが受けた医療			
2/18	■ ■ 病院	診療	6,000円 ①
5/28	■ ■ 病院	診療	3,400円 ①
	▲ ▲ 薬局	医薬品	700円 ②
国税花子さんが受けた医療			
9/13	〇〇診療所	診療	3,300円 ③
		医薬品	1,100円

平成 年分 医療費控除の明細書
 ※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 **国税太郎**

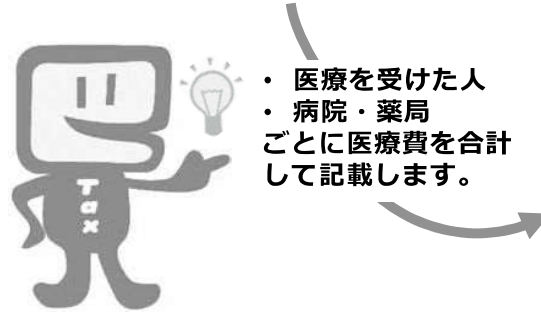
1 医療費通知に関する事項
 医療費通知を添付する場合は、右記の1～3欄を記入します。
 ※医療保険者から発行する医療費の通知を添付する際は、次の④⑤の
 記載は不要となります。
 (例) 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」

① 医療費通知に記載された医療費の総額	② 1月～3月までの期間に要した自己負担額の総額	③ ①の自己負担額から社会保険料などで控除される金額
円	円	円

④ 医療費通知の氏名、⑤ 医療費通知の発行元、⑥ 医療費通知の発行年月日、⑦ 医療費通知の発行元が支払った医療費の額、⑧ 医療費通知の氏名

2 医療費(上記1以外)の明細
 (医療費を受けた方の氏名)、「病院・薬局などの支払先の名称」欄にそれぞれ記入することができます。上記1に記載したものとついでに、記入することができます。

① 医療を受けた方の氏名	② 病院・薬局などの支払先の名称	③ 医療費の区分	④ 支払った医療費の額
	■ ■ 病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400円
	▲ ▲ 薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	700円
	〇〇診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400円



2 医療費(上記1以外)の明細 欄の書き方

	(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
①	国税太郎	■ ■ 病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400円
②	同上	▲ ▲ 薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	700円
③	国税花子	〇〇診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400円

医療費控除の申告は
確定申告書等作成コーナーで!
 「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー
www.keisan.nta.go.jp



お問い合わせは、古川税務署管理運営第一部門 TEL0229-22-1711 内線111

平成 年分 医療費控除の明細書

※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 _____

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

※ 医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。
(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が
支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円 ㉑	円 ㉒	円 ㉓

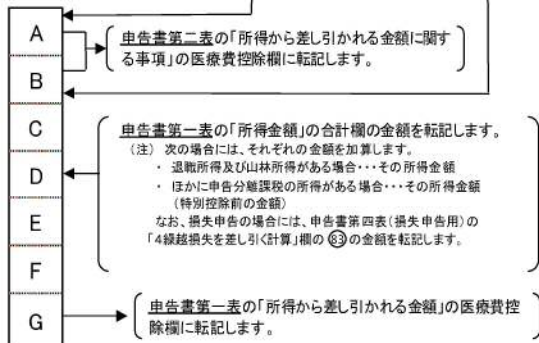
2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したのものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
2 の 合 計			㉔	㉕
医 療 費 の 合 計			A (㉑+㉔) 円	B (㉓+㉕) 円

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 円
保険金などで補填される金額	
差引金額 (A-B)	(赤字のときは10円)
所得金額の合計額	
D × 0.05	(赤字のときは10円)
E と10万円のいずれか少ない方の金額	
医療費控除額 (C-E)	(最高200万円、赤字のときは10円)



つり

みんなの笑顔にあいたくて

が開催されました。県内の福祉施設や地元企業から過去最大の50団体からの出店があり、
ました。秋晴れの中、来場者は4,000人を超え、賑やかに開催されました。



オープニングを飾った古川学園高校吹奏楽部の
元気なマーチング演奏



夢まつりの名物司会者
この人はだ〜れ???



新鮮な野菜も
たくさん並びました



はまラインの皆さんの息の合った大合唱



今年もノリノリのダンスを披露してくれたすずかけの里の皆さん



狙って、狙って〜!!! 長蛇の列ができた射的コーナー



夢まつり実行委員会メンバー

ました。また使用済み切手や未使用タオルにご協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

第14回

大崎福祉

夢まつり

10月28日(土) 大崎市古川のあさひ中央公園において、第14回大崎福祉夢まつり施設利用者による歌や太鼓、お楽しみ大抽選会など、各種の催事が繰り広げられ



中鉢実行委員長 佐藤法人会会長 開会式にご臨席頂いた来賓の皆さま



丹精こめて焼き上げたクッキーも店頭に



打楽器ワークショップでは 少しずつ音を重ね 最後には大迫力の音楽が完成しました



大人気のわたあめをパクリ



初登場のらいすくん



力強い太鼓を披露してくれた大崎手をつなぐ太鼓の会の皆さん



フィナーレは会場の皆さんも参加してよさこい総踊り

第14回大崎福祉夢まつりにご協賛いただきました、多くの企業及び関係者の皆さまありがとうございます

いよいよ来年4月スタート!

まだ間に合う

無期転換ルール

への取組み方

（株）人事サポートプラスワン
代表取締役 松本健吾

雇用期間を定める意味

一般的な非正規雇用とは、雇用期間を定めた有期の労働者（有期社員）のことで、全国で約2,000万人います。そのうち約3割が、通算5年を超えて反復更新している実態にあり、実質的には、会社にとって不可欠な恒常的な労働力として、定着していることも多く見られます。

「仕事は減った時に正社員の解雇は難しいが、有期社員なら期間満了で辞めてもらえる」ということでしょうか。「仕事は減った時に正社員の解雇は難しいが、有期社員なら期間満了で辞めてもらえる」ということでしょうか。しかし、法的には、契約した雇用期間のみ働くのが有期社員であり、更新することを前提としていないと考えられ、ここにギャップがあり、問題が生じます。とくに、有期社員の雇用期間を会社の都合で更新しないことを「雇止め」と言いますが、反復更新により、社会通念上、解雇と同視できると認められる場合、または、更新されると期待することに合理的な理由が認められる場合は、原則的に「雇止め」はできません。もっとも、この判断は、雇用の臨時性・常用性、更新の回数、雇用の通算期間、契約期間管理の状況、雇用の継続の期待をもたせる使用者の言動の有無などを総合的に考慮しなければならず、実際は裁判でしか、決着はつきません。

無期転換ルールのあらまし

このような労働環境のなか、有期社員に対する「無期転換ルール」がスタートします。

この無期転換ルールとは、同じ会社で、雇用期間が5年を超えて、反復更新された有期社員には、無期労働契約（期間の定めのない労働契約）への転換を申込む権利（無期転換申込権）が

発生し、有期社員がこの権利を行使して会社に申込んだら、会社は断ることができず、無期の労働契約に転換しなければならないというものです。

これによって、有期社員は、雇止めの不安から解消され、雇用の安定につながるようになるのです。

このルールの対象となる有期社員は、一般的には「契約社員」「パートタイマー」「アルバイト」と呼ばれる労働者で、名称に関わらず、雇用期間に定めのある労働者すべてが対象になります。なお、「派遣社員」は、派遣元にて対応が求められます。

この無期転換ルールは、平成25年4月に改正された労働契約法で決まりました。しかし、改正以降に開始した雇用期間からカウントすることになってきていることから、実際には、来年（平成30年）4月から開始されることとなります。そのため、1年の雇用期間を更新している場合、最速で平成30年4月1日を始期とする契約から、対象となるのです。

無期転換ルールの除外される特例

有期社員であれば、原則的にすべて無期転換ルールの対象となりますが、少し特殊なケースもあります。例えば、5年を超えるプロジェクトに、高度専門職として有期社員として雇った場合、無期転換ルールが適用されると、プロジェクト

が終了した後も雇用し続けなければなりません。

また、60歳で定年を迎えた後、嘱託社員して再雇用され65歳を過ぎて更新されると、無期転換ルールが適用されることになり、新たな定年がなければ、生涯雇用し続ける状況になります。

そこで、このような場合には、高度専門職はプロジェクトの開始の日から完了の日までの期間（上限10年）、継続雇用の高齢者は無期転換申込権が発生しないという特例が適用されます。

ただし、この特例の適用を希望する会社は、特例の対象労働者に関して、能力が有効に発揮されるような雇用管理に関する措置についての計画を作成し、本社・本店を管轄する都道府県労働局に提出しなければなりません（労働基準監督署経由での提出可）。

そのうえで、計画が適切であれば、認定が行われ、無期転換ルールに関する特例が適用されます。

つまり、会社が独自で判断することはできず、認定がなければ、原則どおり無

期転換ルールの対象となります。

転換後の3つの方向性

有期社員は、正社員と比べて責任が小さいことや勤務がないことなど、働きやすい面もあり、有期社員という働き方を好んで選択している人もいます。このような有期社員が、無期労働契約について申込んでこないなら、転換する必要はありません。

また、無期転換ルールにおいては、有期社員の申込みに基づき、無期労働契約になるだけです。しかし、「無期労働契約」正社員」ではありませんので、有期社員が無期転換した場合の働き方を、構築する必要があります。

この場合、企業の取るべき対策としては、次の3つの方向性が考えられます。

① 積極的に正社員に登用する「ポジティブスタイル」

② 期間だけ無くして他は変えない「ニュートラルスタイル」

③ 5年を超えて更新しない「ネガティブスタイル」

それぞれを見てみると、①では人件費の増大、③は人手不足が懸念される所です。

また、③においては、新たに雇用する有期社員との契約で、更新上限を定めることは許されますが、すでに反復更新してきた有期社員に追加することは、雇止めとして大きなリスクとなり、慎重な対応が必要です。

そこで、多くの会社で選択すると予想されるのが②であり、「準社員」「無期契約社員」「限定社員」といった名称で、正社員でも有期社員でもない、新たな身分の社員が生まれます。しかしながら、基本的に雇用期間を除いて働き方は変わらないため、大きな変更はありません。

ただし、少なくとも、雇用期間がなくなると定年を設けることを検討しなければならず、正社員の定年制を準用することで、「雇止めされることなく、自動的に定年まで更新が続く有期社員」という、イメージに

なります。

なお、有期社員に定年を定めている場合もあります。が、定年とは、本来は無期労働契約のためのルールであり、有期社員の場合は、更新基準として年齢を設定したもので、定年とは別のものであるということが、正しい捉え方です。

未来に向けて積極的な仕組みづくり

「人手不足は困るけど、人件費は増やしたくない」というのが、会社の本音です。

これからの労働環境においても、短時間労働者に対する社会保険加入の拡大、最低賃金の引上げ、同一労働・同一賃金ガイドラインの実施など、人件費が上昇していく要因はまだあり、簡単に実現できない現実もあります。しかしながら、無期労働契約に転換したことで、労働条件を低下させることは、望ましいことではありません。

無期転換ルールの方向性については、代替要員の確保ができるか、担当する業

務の難易度はどうか、担当する業務は継続するのか、といったことで判断しますが、転換後の労働条件を改善することは、モチベーションやパフォーマンスを高めることにつながるものです。

会社としては、目先の人手不足解消やコンプライアンスとして捉えるだけでなく、将来の収益や要員管理の見通しに基づく対応が求められます。

雇止めリスク回避だけでなく、将来を見据えれば、正社員への登用も十分に価値あることになるはずであり、さまざまな働き方で、多様な人材を活かす仕組みが、より一層求められています。

最後になりますが、国でも、さまざまな支援が行われています。

特に、有期社員を正社員化する取組を実施すること等による「キャリアアップ助成金」というものがあります。会社が円滑に無期転換ルールを導入する上でもメリットがあるもので、ぜひご活用ください。



法人会の役員が面接官を務める

日 時：平成29年9月12日(火)
 場 所：大崎市図書館研修室
 内 容：『障害をもつ就労希望者に対する
 就職に向けた模擬面接会』
 面接官：法人会の役員4名が
 面接官を務める
 面接者数：23名
 担 当：社会貢献委員会



税務調査と対応を学ぶ

日 時：平成29年9月4日(月)・5日(火)
 場 所：古川商工会議所会館研修室
 テーマ：『税務調査と実務対応セミナー』
 講 師：税理士 筒井 俊明 氏
 参加者数：61名(合計)
 担 当：研修委員会



新規開拓を事例で示す

日 時：平成29年10月12日(木)
 場 所：市民活動サポートセンター会議室
 テーマ：『新規顧客のを見つけ方
 おとし方講座』
 講 師：中小企業診断士・IMコンサルタント
 代表取締役 根本 陽一 氏
 受講者数：11名
 担 当：研修委員会



個人情報対策に効果が

日 時：平成29年9月27日(水)
 場 所：古川商工会議所会館研修室
 テーマ：『5月全面施行！
 個人情報保護法対策セミナー』
 講 師：弁護士 加藤美香保 氏
 三井物産セキュアディレクション(株)
 コンサルティング事業部
 シニアセキュリティアーキスト 安元 英行 氏
 受講者数：26名
 担 当：IT委員会



考える力と対応する力を磨く

日 時：平成29年10月18日(水)
 場 所：古川商工会議所会館研修室
 テーマ：『ビジネスマナー・
 フォローアップ研修』
 講 師：(株)ウイングテン
 代表取締役 齋藤 和代 氏
 受講者数：17名
 担 当：研修委員会



消費税の軽減税率制度を学ぶ

日 時：平成29年10月16日(月)・19日(木)
 場 所：古川商工会議所会館研修室
 テーマ：『消費税の軽減税率制度に
 関する説明会』
 講 師：古川税務署個人課税第一部門
 及び法人課税第一部門 担当官
 受講者数：32名 (合計)
 担 当：研修委員会



平成29年分『年末調整説明会』のお知らせ

開催月日	受付開始時間	説明会開始・終了時間	会場	対象地域
11月15日(水)	9時30分	10時～12時	大崎市民会館 大ホール	大崎市のうち古川地域 色麻町、涌谷町
	13時30分	14時～16時		大崎市のうち田尻・松山 鹿島台・鳴子温泉・岩出山 三本木地域・加美町・美里町

- 1 年末調整関係書類に不足がある場合は、説明会場及び古川税務署で配布いたします。
- 2 会場の収容人数の都合上、対象地域を指定させていただいておりますが、日程等の御都合が合わない場合は、他の時間帯への出席が可能です。
- 3 会場駐車場は、大崎市民会館駐車場のほか荒雄公園駐車場を準備しておりますが、利用台数に限りがありますので、公共の交通機関をご利用ください。
- 4 説明会で使用する書類
 - 年末調整のしかた
 - 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き
 - 給与支払報告書(総括表)の書きかた
 - 源泉徴収票・支払調書提出のチェックポイント
 - 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のリーフレット



◎年末調整説明会に関する問合せ先

古川税務署法人課税第一部門(源泉所得税担当) Tel22-2654 (直通)

企業防衛・福利厚生目的に
法人会のビジネスガードシリーズ



地域社会に貢献する

法人会の自動車保険

AIU損害保険株式会社は、
法人会の福利厚生制度受託会社として、
企業経営者の皆さまにリスクソリューションを
提案して参ります。

- 政府労災の上乗せ補償
アットワーク ハイパー任意労災
- 病気入院の上乗せ補償
ハイパーメディカル
(アットワーク ハイパー任意労災 メディカル特約)
- 企業向け第三者賠償保険
企業賠償保険STARS(スターズ)
- 火災と地震災害に備える
プロパティガード+企業地震保険
- 個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応
法人会の情報漏えいガード
- 地域社会に貢献する
法人会の自動車保険(ビジネスガードAUTO)
- 海外進出企業向けサポートプラン
WorldRisk
- 役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える
マネジメントリスクプロテクション保険(MRP保険)
- 初期のご相談から賠償金対応まで。労務・雇用トラブルを解決します!
スマートプロテクト

お問合せ先

AIU損害保険株式会社

URL:<http://www.aiu.co.jp>

AIU損害保険株式会社仙台営業支店

〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-8-3
富士火災仙台ビル
Tel 022-726-7551

(受付時間：午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

「企業地震保険」につきましては、一部お引受できない場合がございます。ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

URL

www.xpress.ne.jp/~hojinkai/

E-mail

ohsakah@cocoa.ocn.ne.jp